

社会福祉法人白梅福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白梅福祉会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 同一日に開催された会議等にあわせて法人の業務を行った場合でも日額分とする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

(理事)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会等会議出席報酬 (日額)	10,000 円	2,000 円
理事業務報酬 (日額)	10,000 円	2,000 円

(監事)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会等会議出席報酬 (日額)	10,000 円	2,000 円
監事監査等監事業務報酬 (日額)	10,000 円	2,000 円

(評議員)

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会等会議出席報酬 (日額)	10,000 円	2,000 円
評議員業務報酬 (日額)	10,000 円	2,000 円

(評議員選任・解任委員)

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員選任・解任委員会等報酬 (日額)	10,000 円	2,000 円

別表 2

(出張旅費)

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実 費	10,000 円	10,000 円	実 費